

# 個人県民税均等割の引上げのお願い

東日本大震災を教訓に、復興財源確保法が制定され、地方公共団体が緊急に実施する防災施策の財源を確保する臨時の措置として、個人住民税に関する特例が定められました。

県でも、近い将来に発生が予測される東南海・南海地震などに備えるため、県立高校をはじめとする県有施設の耐震化の前倒し、ため池の耐震診断・改修、道路の落橋防止、防潮壁の整備などを行います。

これに伴い、各年分の個人県民税の均等割について、税率を次のとおり引き上げます。暮らしの安全安心を実現するため、県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

## 1 特例の創設

個人県民税の均等割について、復興財源確保法が制定され標準税率の特例が定められたことに伴い、県でも県税条例を改正し、税率の特例を定めました。

## 2 特例の内容

各年度分の個人県民税の均等割について、税率を1,000円から1,500円に引き上げます。

## 3 特例の期間

平成26年度から平成35年度まで（10年間）です。

## 4 用途

平成23年度から平成27年度までの間において実施する県立高校をはじめとする県有施設の耐震化の前倒し、ため池の耐震診断・改修、道路の落橋防止、防潮壁の整備などの事業に活用します。

お問合せ先 香川県総務部税務課 総務・課税グループ  
電話 087-832-3065